

# 津幡南中学校いじめ防止基本方針

津幡町立津幡南中学校

## 項 目

1. いじめ問題への基本姿勢
2. いじめの定義
3. いじめ防止に対する基本方針
4. いじめの未然防止に向けた取り組み
5. いじめ防止に向けた取り組みの年間計画

## 1. いじめ問題への基本姿勢

### (1) いじめ問題に対する基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じる恐れがあるものである。

本校のすべての生徒が安全に安心して学習、その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめを行わず、また他の生徒に対して行われているいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが心身に及ぼす影響、その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

- ア) いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
- イ) いじめを軽く見てはいけない。いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ウ) いじめは笑いに隠されやすいものであり、見えづらく、大人には気づきにくいところで行われることが多い。当事者にとっていじめ関係は断ち切りにくい。
- エ) いじめは長期化しやすく、解決したと即断せず、経過観察、継続指導が必要である。
- オ) いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- カ) いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- キ) いじめは教職員の生徒観や指導のあり方が問われる問題である。
- ク) いじめは家庭教育のあり方に大きなかわりを持っている。
- ケ) いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

### (2) 学校及び職員の責務

基本理念にのっとり、保護者や地域住民、児童相談所、その他の関係者（機関）との連携を図りながら、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は適切かつ迅速に対処し、さらに再発防止に努める責務を有する。

## 2. いじめの定義

いじめとは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う、心理的、または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものとする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。【文部科学省】

注1) 「一定の人間関係にある」とは、学校の内外を問わず、たとえば、同じ学校、学級や部活動の者、当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など当該児童生徒と何らかの人間関係にある者をさす。

注2) 「心理的、または物理的な影響を与える行為」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」など直接的にかかわるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含む。「物理的な影響を与える行為」とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、隠されたりすることなどを意味する。

注3) ケンカ等は除く。「ケンカ」を社会的プロセスとして捉えるのか、いじめとして捉えるのかは、背景を充分に見取ったうえで、いじめ問題対策チームで判断する。

## 3. いじめ防止に対する基本方針

いじめ防止対策については「予防」「対応」「相談」「連携」「組織」「啓発」の6観点から基本的な対策を講じる。特にインターネットを通じて行われるいじめおよび重大案件に対して対策を講じる。

### 【具体的対策】

- ①いじめを絶対に許さない・見逃さない学校づくりを推進する。
- ②いじめ防止のスローガンを掲げ、生徒・教職員・保護者一丸となって、全力でいじめ防止に努める。
- ③規律正しい態度で授業や学校行事に修訂的に参加・活躍できるような集団づくり、学校づくりを行う。
- ④学級、学年、部活動等が望ましい集団であるよう指導の充実を図るとともに、生徒一人一人の自己肯定感、自己存在感の涵養に努める。
- ⑤学び合いを意識したわかる授業づくりをすることで、円滑な人間関係を育成する。
- ⑥生徒の豊かな情操と道徳心を培うとともに、自他共に尊重する精神を養うために、すべての教育活動を通じた道徳教育および体験活動の充実を図る。
- ⑦関係機関（警察や弁護士など）と連携をし、いじめ行為の中には、犯罪に該当するものがあることを指導する機会を設ける。

## 4. 未然防止に向けた取組

### (1) 組織 いじめ問題対策チームの常設

いじめ問題対策チームを常設し、被害者生徒とその保護者の心情を第一に考え、適切な対応、組織的な対応に努める。

#### 津幡南中学校「いじめ問題対策チーム」

構成員：学校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主事、各学年主任、教育相談担当者、保健主事、担任教諭、生徒会担当者、部活動担当者、スクールカウンセラー、(いじめ対応アドバイザー)

活動：①いじめの認知

②いじめ調査の実施

③いじめ事案に対する対応（組織的対応の仕方の検討及び実施）

④いじめが心身に及ぼす影響、その他のいじめの問題に関する生徒理解を深める研修会等の実施

開催：深刻ないじめ事案またはその疑いのある事案の発生時には緊急に開催する。また、週1回の生徒指導部会、主任会でも連絡や情報共有を行う。

### (2) 予防

①いじめは「その学校でも、どの子ども（どの学級）にも起こり得るもの」であることを全教職員が十分認識し、生徒理解、生徒観察に努める。（日頃から、生徒が発するサインを見逃さないことが早期発見につながる。）

ア) 生徒観察に努める。

学級担任は生徒の様子、動向を観察し、アンテナを高くして生徒観察、情報収集に努める。また、気になる生徒には積極的に声かけをする。

イ) 生活ノートを利用して生徒理解に努める。

学級担任は生活ノート「はばたき」に目を通し、生徒理解に努め、変化を見逃さない。また、コメントを書き、生徒との良好な人間関係の維持に努める。

ウ) アンケートを実施し、情報収集に努める。

毎月、教育相談と連携して、「月の振り返り」を実施し、情報収集に努める。また、学期に1回の割合で生徒の「いじめに対する意識調査」を行い、分析し、指導に反映させる。

エ) 教育相談活動を実施する。

学期に1度、学級担任との個人面談を設定し、生徒理解に努める。

②「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を、学校教育全体を通じて、児童生徒一人一人に徹底する。

ア) 学校が徹底して守り通すという姿勢を日頃から示す。

イ) 警察との連携も含め、毅然とした指導でいじめ問題に対処する。

③児童生徒一人一人を大切にすること意識や、日常的な態度が重要であることを教職員自身が認識する。

ア) 生徒指導の4つの視点(自己決定・自己有用感・共感的人間関係・安全安心な風土の醸成)を育む取組を教育活動全体で意識して取り入れる。

イ) 教職員の言動が生徒に大きな影響を与えることを十分に認識し、教職員自身が生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長することがないようにする。

④いじめが解決したと見られる場合でも、教職員の気づかないところで、陰湿ないじめが続いていることも少なくないことを認識する。

ア) 一場面での指導により解決したと即断せず、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。

⑤定期的な調査だけでなく、必要に応じてきめ細やかな実態把握に努め、情報を全教職員で共有する。

ア) 生徒の実態に応じて調査を行い、全教職員の共通理解のもと、迅速に対応する

### (3) 啓発 「いじめを見逃さない学校づくり」の推進に取り組む。

①生徒会などが中心となる取組

- ・校内弁論大会の実施
- ・いじめ追放宣言、いじめ撲滅宣言
- ・いじめ防止俳句コンテスト
- ・あいさつ運動
- ・いじめを題材とする創作劇の取組 など

②体験活動を取り入れた取組

- ・高齢者と触れ合う活動
- ・異年齢集団活動
- ・他校種や留学生との交流 など

③児童生徒が活動する取組

- ・生徒が互いに相談相手になる「ピア・カウンセリング」
- ・いじめをテーマにしたディベート
- ・学年の活動と絡めた取り組み(シトラスリボン・平和への折り鶴など) など

④学校、PTAなどと連携した取組

- ・いじめアンケートや学級集団アセスメントを活用した連携
- ・非行被害防止講座の実施
- ・情報モラル教育の推進
- ・道徳教育の充実 など

⑤ネットいじめへの対策を行う。

- ・校内で情報モラル教育の実施
- ・警察や弁護士・企業など関係機関との連携(ピュアキッズ・スマホ講座など)

#### (4) 対応

##### 【個別案件の対応】

発生した事案については、学級担任など特定の教職員で抱え込まず、学年主任や学年生徒指導が中心となり、学級担任や教科担任、部活動顧問等と連携し、問題の解決に向けて全力で取り組む。被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮のもと、毅然とした態度で加害生徒を指導する。その際、形式的に謝罪や責任を問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、生徒の人格形成に主眼を置いた指導を行うことが重要である。

##### 【個別案件の具体的対応】

- ①いじめに係る相談を受けた場合は、速やかに情報を詳細に収集・共有し、具体的な対応策を検討し、役割分担を明確にする。生徒、保護者、関係職員等に聞き取りを行う。
- ②いじめの事実が確認された場合、いじめを止めさせ、その再発を防止するため、被害生徒・その保護者に対する聞き取りや支援、加害生徒への指導及びその保護者への助言を継続的に行う。
- ③いじめを受けた生徒が安心して教育を受けられるために必要があると認められる時は、保護者と連携を図りながら、一定期間、いじめを行った生徒を別室等において学習を行わせる等の措置を講ずる。
- ④いじめの関係者間における争いを生じさせないように、いじめの事案を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- ⑤いじめを見ていた生徒に対しても自分の問題としてとらえさせる。いじめを止めることができなくても誰かに伝えなければいけないこと、はやし立てるなど同調していた生徒に対しては、加担行為であることを理解させる。
- ⑥いじめの解消については、次の二要件を満たすこととする。

ア) 3カ月の経過観察をし、いじめに係る行為がないと判断されること。

イ) 生徒本人と保護者に対して、面談等を通していじめが解消されていることを確認する。

いじめが「解消」された場合でも再発する可能性が十分あり得ることを踏まえ、全職員で観察を継続していく。また、解消二要件を満たすまで、毎月の経過観察を続ける。

##### 【インターネット上のいじめについての個別案件について】

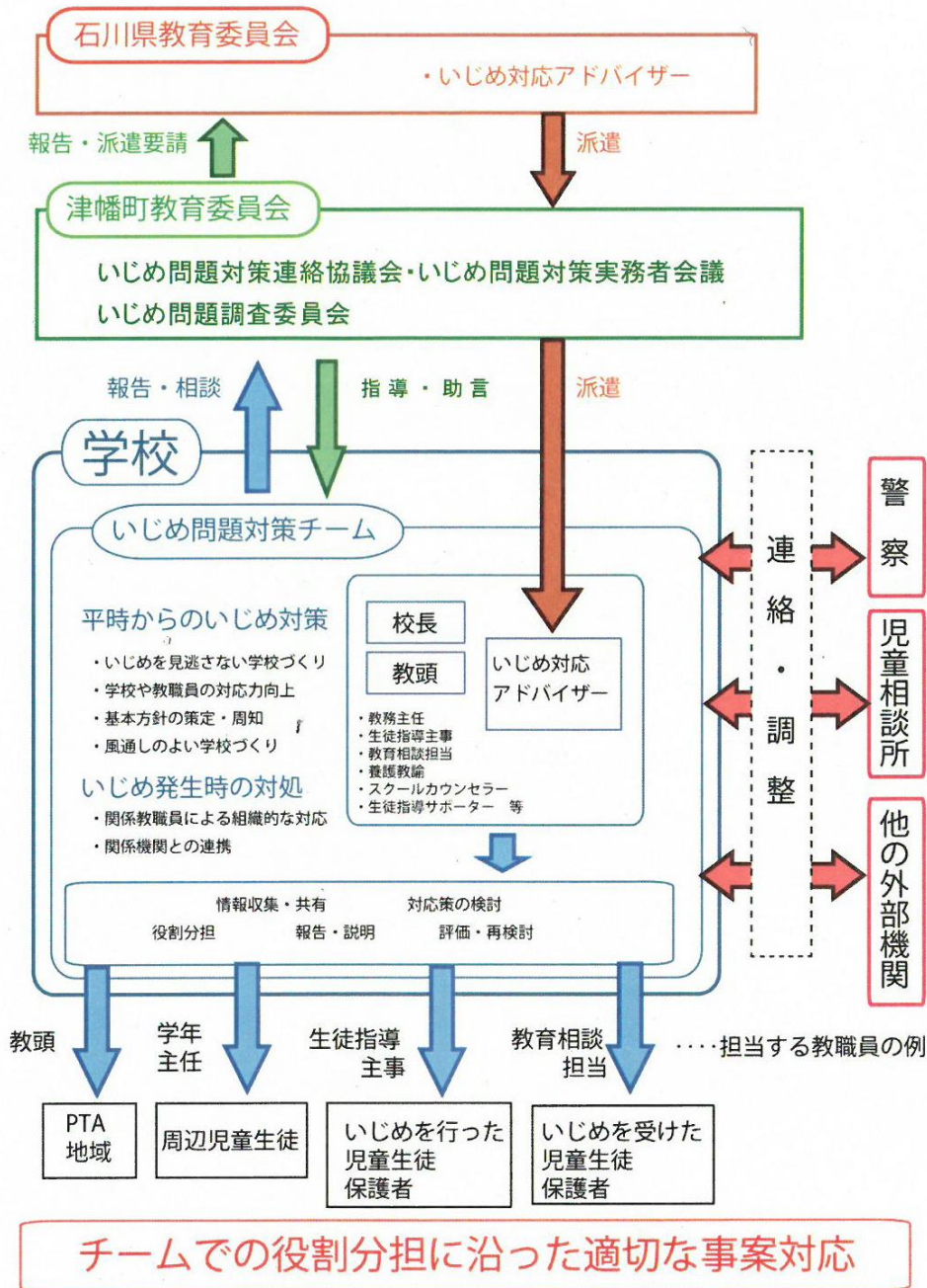
- ①いじめが疑われるインターネット上の書き込みや画像などを、スクリーンショット機能などを用いて保存し、印刷する。
- ②インターネット上の不適切な書き込み等については、直ちに削除する措置をとる。
- ③名誉棄損やプライバシー侵害等があった場合、掲示板の管理者やプロバイダに対して削除を求める。また、必要に応じて警察や法務局の協力を求める。

##### 【その他の留意事項】

- ①深刻ないじめ事案の解決にあたっては、教育委員会の指示・指導のもと、必要に応じて警察、心理や福祉の専門家、弁護士、医師などの参加を得ながら対応し、より実効的な解決にあたる。
- ②学校の指導方針等について、地域や保護者の理解を得ることで、地域や家庭に対して、いじめ問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校だより等を通じて家庭との緊密な連携を図る。

(5) いじめ問題に対する体制について（津幡町いじめ防止基本方針より）

## いじめ問題に対する体制



### (6) 連携・相談

- ①津幡町教育委員会との連携・相談
- ②いじめ対応アドバイザーとの連携・相談
- ③教育相談体制の充実（SC、SSWや外部機関等の活用）
- ④教職員の資質向上（人権感覚の向上）に向けた研修

## 5. いじめ防止に向けた取組の年間計画

### (1) 毎月の取組

- ①月初めに「仲間づくり活動」の提案と実践
- ②月末に「月のふりかえり」を実施

### (2) 各月の取組

月	取組み
4月	生徒への相談窓口の周知 自己紹介および構成的グループエンカウンター
5月	春の遠足・修学旅行 いじめ防止教室（津幡警察署）
6月	定期相談① いじめ撲滅道徳ウィーク① いじめの意識調査（持ち帰り）①
7月	
9月	運動会
10月	合唱コンクール・学校祭 定期相談② いじめの意識調査（持ち帰り）②
11月	
12月	人権週間 いじめ撲滅道徳ウィーク②
1月	
2月	定期相談③ いじめの意識調査（持ち帰り）③
3月	小学校からの生徒状況の集約